

第 80 号

発行 令和7年10月1日
発行・編集奈良市農業委員会
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL 0742-34-4776
FAX 0742-34-4797

なら農業委員会だより



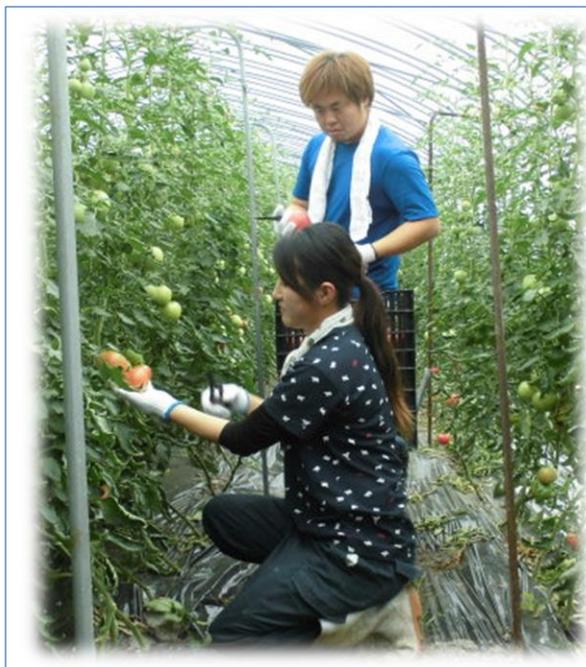
奈良市柴屋町 前田農園のみなさま

トマト農家の前田農園取材させて頂きました。詳細は P2 をご覧下さい

もくじ

- 新・がんばるファーマー P2
- 令和7年 遊休農地解消活動 P3
- 課題への取り組み・委員の声 P4
- 令和6年度 農業に関するアンケート結果 P5
- 農業委員会からのお知らせ・編集後記 P6





前田眞紗子さん・奨太さんご夫妻

前田農園（奈良市柴屋町）

トマトを育ててる……



今回の「がんばるファーマー」はトマト専門農家を営んでおられる前田農園を取材させて頂きました。

（取材日 令和7年3月30日）

前田農園は現在「トマト専門農家」として、眞紗子さん、奨太さんご夫妻を中心に、ご両親とともに営農されています。



前田農園
トマトのビニールハウス
奥行は約100m

取材にお伺いした時にご案内頂いたビニールハウスは奥行きが約100mもあり、まず、規模の大きさに圧倒されました。

トマトは10月に定植作業を行い、今回お伺いした時には初めての収穫時期でした。7月には収穫のピークを迎えます。収穫したばかりのトマトはたっぷり水分を含んで瑞々しく、色もつやもすばらしく、おいしさを目だけで堪能できそうなトマトでした。

このトマトに至るまでには様々な困難を経験され乗り越えて来られています。



収穫したトマト

土中の細菌の繁殖に起因する「青枯れ病」により、実が成熟せず収穫に至らなかった事や「タバココナジラミ」の発生により葉がよじれてしまう、という事例もあったそうです。害虫対策として紫外線カットのビニールシートを使用するなど試行錯誤を繰り返して、現在の状態を維持されています。

そのほかナスにトマトを接ぎ木し、細いナスの根からの養分の吸い上げを抑制することでトマトをゆっくりと成長させ収穫期の調整をすることも。



ナスにトマトを接ぎ木している部分

また、株をまっすぐ垂直に育てるのではなく斜めに成長させることにより実の収穫量を増やす、といった栽培方法もとられているそうです。

近年、夏季の異常な気温上昇により、トマトだけでの年間栽培が難しくなったため、夏季はキュウリの栽培に切り替えることでハウスの年間活用をされています。

今回取材にお伺いし、若い眞紗子さん、奨太さんご夫妻のトマトにかける情熱と愛情を言葉の端々に感じる事ができました。今後のご活躍に胸が躍る想いがします。



令和7年 遊休農地解消活動

年々増加の一途を辿る遊休農地ですが、遊休農地や耕作放棄地が増えることは農業だけに限定される問題ではなく、地域全体の問題となりつつあります。農地の減少に伴い食料自給率の低下やゴミの不法投棄、管理の粗放化に伴う病害虫や雑草・外来動植物の繁殖、周辺地域への悪影響や自然災害時のリスクの増加など課題は多岐にわたります。

奈良市農業委員会では遊休農地発生の抑止と解消に向けた取り組みの一環として、毎年地域を変えて遊休農地を再び農地にすべく耕起し、野菜や草花を植え、遊休農地解消のモデル事業とすべく委員自ら耕作に取り組む活動を行っています。



昨年度のモデル圃場は北村町の遊休農地です。昨年9月に雑草の除去・整備・耕起を行い、玉ねぎの植栽を行いましたが残念ながら害獣被害に遭い収穫には繋がりませんでした。改めて今年3月に数種類のジャガイモを植え、4月には「芽欠き」を行い、6月に無事100キロ以上の芋を収穫することが出来ました。例年は近隣の小学校や幼稚園、障がい者福祉施設に声をかけ、収穫体験の後収穫作物を持ち帰って頂いていたのですが今回は「フードバンク奈良（奈良市フードバンク事業については※へ）へ寄付させて頂きました。遊休農地が増えつつありますが、この活動を通じて新たな担い手組織の創設や地域・集落の共同活動や農地集積・集約化などにより遊休農地の解消・発生防止に繋げて行くことを目標に、今後も活動を続けて行きたいと考えています。

奈良市農業委員会 第2部門 一同



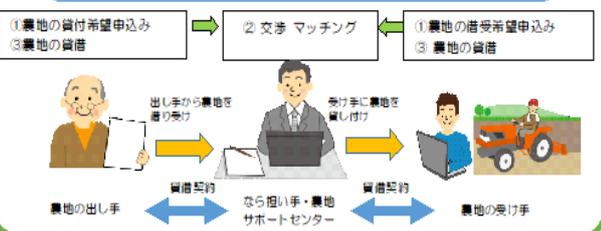
※奈良市フードバンク事業とは
奈良市では様々な理由で市場に流通できない食品を企業や個人から寄付して頂き、ひとり親家庭や子育てをしている生活困窮家庭、または市内の子ども食堂等に無償で提供しています

農地を貸したい方、借りたい方を募集!!

「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」
「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい。」
または、
「農業経営を拡大したいので農地を借りたい。」
「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい。」
と、お考えの方は、なら担い手 農地サポートセンターへご相談ください。なら担い手・農地サポートセンターは、農地の出し手（貸したい方）から農地を借り受け、受け手（借りたい方）へマッチングします。



●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●



募集期間
出し手（貸したい方）：随時受付
受け手（借りたい方）：随時受付
対象農地：市街化区域以外の区域にある農地
※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。

【お問合せ先】
公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター
（農地中間管理機構）
〒634-0065 橿原市萩原町53番地
0744-21-5020
HP: <http://www.narananinou.sakura.ne.jp/>
なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき農知事の指定を受けた公的機関です。
安心してご利用下さい。

※ 地域計画策定区域内の農地のマッチングは上記の流れとは異なりますので、奈良市農政課にお問い合わせください。

多くのご意見をありがとうございます

令和6年度におこないました「農業・農産物に関するアンケート」で皆様より多くのご意見をいただきました。「担い手の確保・育成」「遊休農地・放棄地対策」「有害鳥獣による被害」という問題に対応すべく、奈良市で以下の事業により課題への取り組みが行われています。

《お問合せ先・奈良市役所 農政課》

【担い手の確保・育成支援】

① スマート農業推進補助事業

ICT・IOT・AI等を活用したスマート農業技術の導入に係る費用の一部を補助します。

② 就農促進ツアー

就農に興味を持つ方を対象に圃場訪問と先輩農家との交流を行うツアー

③ なら農業マネジメントアカデミー

経営改善と販路拡大の2講座(予定)を開催、経営環境の改善に取り組み効率化や売上アップを目指します。

④ 新規就農者育成総合対策事業(国事業)

〈経営開始資金〉就農直後の経営確立を支援する資金(3年以内)を交付する事業

〈経営発展支援〉認定新規就農者に対し機械・施設等の導入を支援する事業

⑤ 農地利用効率化支援事業(国事業)

地域が目指すべき将来の集約化に向け経営改善に取り組む場合、必要な機械・施設の導入を支援する事業

⑥ 集落営農活性化プロジェクト促進事業(国事業)

営農の活性化に向けビジョン作り・人材確保・新たな作物の導入等の取組を支援する事業

【遊休農地発生防止・解消対策】

市民農園開設補助事業

生産緑地における市民農園開設者に対し、整備費用の一部を補助します。

【有害鳥獣による被害対策】

※奈良県担当課と情報共有を図り、県が設置する「鹿苑のあり方検討部会」等による農作物被害対策の検討に関する議論に市として引き続き参加し、今年度からは県と市でシカの侵入防止対策のための協議の場を設けています。

※都祁・月ヶ瀬地区以外のエリアについて、「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、昨年度は225頭だった捕獲上限頭数を、今年度は450頭を捕獲上限として設定し、農林業被害の低減を図ってゆくことになりました。これにより一定の被害低減が見られるか注視していきます。

※奈良市有害獣防除施設設置事業補助金の補助率の一部拡充

※奈良市有害獣捕獲駆除奨励補助金の予算措置の拡充

農業委員・推進委員の声



窪田 弘 委員
(矢田原町)
農業委員

私が担当している東部山間地区は、高齢化が進んだ結果、遊休農地が増加しております。そこで、解消に向けて遊休農地所有者(出し手)と耕作可能な方(受け手)を繋ぐ活動を進めております。また遊休農地解消活動として奈良市北村町で玉ねぎとジャガイモを栽培しました。玉ねぎは猿の被害で全滅しましたが、ジャガイモは6月17日に収穫作業を行う事ができました。



今辻 義嗣 委員
(中ノ川町)
推進委員

農業委員として遊休農地解消に携わってきましたが、ほとんどが兼業農家で厳しい条件で水稻栽培をされています。その上栽培されている方が高齢になり維持していくことが大変な状況の中、長年米価が据え置きで赤字運営になっています。この数年で栽培に対する経費が高騰し経営が苦しくなっています。今年度から奈良県では小規模農家のグループ化を進める中で、支援をして頂く新しい制度ができ、これを活用する事で少しでも解消できるよう微力ですが頑張りたいと思います。

**令和6年度
農業に関するアンケート結果**

令和6年度のアンケート調査は、農業者の皆様及び消費者である市民の方々を対象に個別実施し、ご回答頂いた皆様から貴重なご意見をお伺いすることが出来ました。ご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。ご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。（紙面の都合上、アンケート結果を一部抜粋して掲載しております。）

問(1)【回答者の内訳】回答総数 500名
 専業農家 201名(40%) 兼業農家 150名(30%)
 農地のみ所有 89名(18%) その他 60名(12%)

問(2)【経営状況】
 専業・兼業農家のうち 64%は家族経営で、うち半数近くの方が、後継者がいないとの回答でした。

問(3)【農地の利用状況】
 現状、自己所有で耕作している、331名のうち今後も自己所有で耕作を継続すると回答された方は、272名でした。

問(4)【農地の主な状況】
 農地を現状のように耕作されているか
 すべて貸し付けている 25%、
 農地の一部を貸し付けている 20%、
 約半数の方が、ご自身で耕作されているという結果でした。

問(5)【鳥獣被害の状況】
 (鳥獣被害の有無) 有 55%、無 45%
 ※特に、山間地域では、85%の方が、被害が有るとの回答でした。

(加害動物) 水稻を例に統計をとったところ、シカ 41% 猪 39% その他 20%
 ※近年、シカによる被害が増加傾向にあります。

問(6)【鳥獣被害対策の、今後求めることについて】
 行政主体 28%、防除施設補助 22%、
 捕獲 16%、耕作放棄地対策 16%、その他 34%

問(7)【農産物の購入について】
 ・米 自家生産 60% 農家から 23%
 ・野菜 スーパー 42% 自家生産 33%
 ・茶 スーパー 45% 農家から 15%
 ・果物 スーパー 56% 直売所 19%

問(8)【地産地消への意識】
 ・奈良市産を購入 27%
 ・価格優先 29%
 ・生産者・国産 18% など

問(9)【地産地消につなげるには】
 ・店舗拡充 35%
 ・奈良市産のブランド化 26%
 ・直売所新設 13% など

(アンケート結果より抜粋)

アンケートにご協力いただいた皆様から、農業を衰退させないための対策として、農地の有効活用、担い手育成・支援、農産物のブランド化、有害鳥獣対策、価格と品質の安定化、農業の魅力発信及び販路の拡大を望まれる多数のご意見をいただきました。
 ※課題への取り組みをP4にまとめてあります



農地は無断転用できません

*農地に住宅等の建物を建てる場合

*農地を資材置き場や駐車場にする場合

*一定規模以上の農地造成を行う場合

*農地転用するために農地を譲渡する場合

農地転用許可申請（農地法第4条・第5条）が必要です

(市街化区域内農地の転用は農業委員会への届出が必要です)

【農業委員会事務局 農地係】

0742(34)4776(直通)

令和4年に農業者年金制度が改正されました

① 若い農業者が加入しやすいように

保険料が引き下げられました

* 35歳未満の方で、認定農業者に該当しない・青色申告をしていない、など一定の要件を満たす方は、月額1万円から加入できます

② 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられました

* 農業に従事し、国民年金加入者で20歳以上65歳まで加入できます

③ 農業者年金の受給開始時期をご自身で選択できます

* 農業者老齢年金…65歳以上75歳未満
 特例付加年金…65歳以上

お問い合わせ

(独) 農業者年金業務部 適用・収納課

電話 03(5919)0335



雑草を刈りましょう

耕作していない農地について
雑草等の生い茂りで困っているといった苦情
が寄せられています。

農地は、荒れると その復元に困難を伴うば
かりでなく、病害虫の発生により 周辺の営農を
阻害し、さらに地域全体の農地の利用に重
大な悪影響を及ぼすことになります。

所有者の方は、定期的に
雑草を刈るなど適正な管理を
お願いいたします。



田畑での野焼きについて

「近所でごみを燃やして、煙やにおいに迷惑している」

といった苦情や問い合わせが多く寄せられています。

野焼きは、一部の例外を除き法律で禁止されており農業を営むためにやむ
を得ないものとして行われる、稲わら・もみ殻・畔の草等の焼却は「廃棄物の
処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2」の例外として認められていま
すが、周辺住民への配慮、火災予防の徹底に努める必要があります。

やむを得ず野焼きをする場合は

- * 防火用水を準備し、確実に消火した事を確認する。
 - * 住宅地では、近隣住民の方に迷惑となる野焼きは自粛する。
- など、近くの住民の方々に迷惑がかからないよう
周囲への影響に十分配慮して行ってください。



全国農業新聞

全国農業新聞は 経営とくらしに役立つ
農業総合専門誌です。

- ⊕ 発行日 毎週金曜日
- ⊕ 購読料 月額 700 円
(送料・税込み)
- ⊕ 発行元 全国農業会議所

※購読お申し込みは※
農業委員会事務局 34 - 4776 まで

『利用状況調査』の実施について

奈良市農業委員会は、農地法第 30 条第 1 項の規定に基づき、
毎年 市内全域で農地の利用状況の調査を行い、
農地が適切に耕作・管理されているかどうかの調査を実施しています。
農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局員が
農地に立ち入ることがございますので、
皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

遊休農地となっていると判断された農地につきましては
調査結果の整理後、所有者の方に
今後の利用意向についての調査を行う予定です。



【実施予定】
令和 7 年 8 月～11 月頃

奈良市農業委員会 第3部門

農業委員 大木 博

私の住む富雄・学園前の西部地区は、昭和30年代
から大阪のベッドタウンとして山林や池、農地が宅
地化され、土地改良は行われず、一反に満たない土
地を、一生懸命に富雄川、古くは「富の小川」と呼
ばれた水をダムで堰き止め、田んぼに引き込んで
水稻「ひのひかり」を作付けしている地域でありま
す。兼業農家と言っても、仕事を定年退職している
高齢者が大半で、土地を守りながら農業を続けて
いるので、後継者問題、遊休農地、高騰する農業機
械・肥料・農薬に頭を抱えている現状があります。
だからこそ、奈良市内大半を占めるこの中
小農家の支援が早急に解決しなければなら
ない問題だと思っています。

今回、本誌で紹介しました「がんばるファ
ーマー」の前田農園の皆様は、米作りの他に
トマトを栽培されており、「買って下さった
皆さんが「おいしい！」と笑顔になってくだ
さる事を目標に頑張っておられることは、表
紙を飾っているご家族皆様の笑顔を見てい
ただけで十分にご理解頂けると思っています。

農家は「食」を提供する職業です。
手間をかければかけるほど、たくさんの方に笑顔
になっていただけます。

私達農業委員会も、農家の皆様の
笑顔の一助になれるよう、
これからも精一杯
頑張って活動していき
たいと思っております。

